

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)。以下「施行令」という。)及び南島原市契約規則(平成18年南島原市規則第44号)。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市が発注する物品調達に係る一般競争入札の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 一般競争入札の対象となる物品調達は、設計金額が原則として1,000万円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が一般競争入札に付することが適当でないとする場合は、他の契約方法により実施することができるものとする。

(入札公告)

第3条 入札公告は、規則の規定に基づいて行うものとする。

(入札参加者の資格要件)

第4条 一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 入札公告日の前日において、当該入札対象案件の種類に応じた業種で、本市の競争入札参加資格登録業者一覧に登録されている者であること。

(2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 入札公告日から落札決定までの間において、入札参加資格者指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な資格要件は、競争参加資格委員会において定めるものとする。

(競争参加資格設定調書の作成等)

第5条 市長は、この告示の対象となる物品調達が見込まれるときは、競争参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、競争参加資格委員会に提出する。

(競争参加資格確認申請等)

第6条 この告示の対象となる一般競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、入札公告により定められた日までに、物品調達一般競争参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を南島原市入札担当課へ2部提出するものとする。

2 申請書に添付する書類は、市長が別に定めるものとする。

3 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、申請者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、申請書及び添付書類の内容を公表し、又は無断で他の用途に使用してはならない。

4 申請書及び添付書類の諸様式の配布期間、配布場所及び配布方法は、入札公告において明らかにするものとする。

(入札説明書の交付)

第7条 入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに必要な情報が記載された資料等を別冊として整備するものとする。

2 入札説明書は、入札公告後速やかに交付するものとし、申請書の提出期限の日まで交付するものとする。

3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

4 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとする。この場合においては、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第8条 申請者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者は、入札公告により定められた日までに、業務担当課に、別に定める方法により提出しなければならない。

2 質問に対する回答は、入札公告により定められた日までに、別に定める方法により回答するものとする。

(競争参加資格の確認)

第9条 市長は、競争参加資格の有無が確認された場合は、その旨を、入札公告により定められた日までに、物品調達一般競争参加資格確認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第10条 競争参加資格がないと認められた者は、別に定める手続きに基づき、その理由について説明を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する求めによる審査の結果、競争参加資格があると認めた場合は、同項の説明とともに、前条の規定による通知を取り消す旨及び競争参加資格がある旨の通知をするものとする。

(現場説明会)

第11条 市長が、特に必要と認める場合は、現場説明会を開催することができる。

(入札回数)

第12条 入札回数は、入札対象案件ごとに2回までとする。

(開札)

第13条 入札執行者は、開札後、不調となった場合を除き、入札参加者に対し次に掲げる内容を告知するものとする。

- (1) 落札者の入札金額及びその氏名又は名称
- (2) 予定価格
(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、予定価格以下の価格で入札した者のうち、最低価格を提示したもの(以下「落札者」という。)を、落札者として決定する。

(契約の不締結)

第15条 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合において、落札者に損害が生じても、南島原市は一切の損害賠償の責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該物品調達を再度の一般競争入札に付するものとする。
(入札の無効)

第16条 申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は第9条の規定による通知を受けてから落札決定までの間において第4条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(入札結果一覧表等の公表)

第17条 市長は、入札の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表を作成し、これを入札担当課において閲覧に供する方法により公表しなければならない。

2 入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から1年を経過した日までとする。ただし、第15条第1項の規定により契約を締結しない場合は、同条第2項の規定による通知をした日の翌日から1年を経過した日までとする。

附 則

この告示は、令和2年4月27日から施行し、同日以後に入札公告を行う物品調達から適用する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

競争参加資格設定調査

競争参加資格委員会委員	
委員長	委員

競争参加資格委員会付議済 (年 月 日)	
---------------------------	--

事業区分	物品調達
------	------

1. 事業概要等										
番号							担当所属			
名称							設計金額			
履行場所							履行期間			
執行の理由										
概要										
2. 競争参加資格等設定										
区							分			委員会等の判断 (適否)
入札執行の方法										
日程	入札公告 (執行通知)日				入札日					
	届出等期限日				現場説明会 等の開催日					
選定要件(A)	有資格条件 ①	事業区分	①	大区分	中区分		小区分			
		物品調達	②	大区分	中区分		小区分			
			③							
		①における年間平均取引額高	市内本社	以上 未満	市内営業所	以上 未満	市外営業所	以上 未満	県外営業所	以上 未満
		地理的条件	市内本社							
			市内営業所							
			市外(県内)							
			県外							
選定要件(B)		その他								
3. 類似工事を準用する案件										

様式第2号(第6条関係)

物品調達一般競争参加資格確認申請書

年 月 日

南島原市長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ 印

下記の物品調達に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること及びこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを
誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 番 号
名 称
- 3 履 行 場 所

様式第3号(第9条関係)

物品調達一般競争参加資格確認通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ 様

南島原市長 目

先に申請のあった下記の物品調達に係る競争参加資格について、確認したので通知します。

記

入札公告日			
番 号			
名 称			
競争参加資格の有無	有		
	無		
	競争参加資格がないと認めた理由		
入札保証金		契約保証金	

なお、競争参加資格がないと通知された者は、南島原市に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに物品調達一般競争参加資格確認申請書の提出先へその旨を記載した書面を提出して行うこと。

入札執行の日時： 年 月 日 ()

場所：